

長公評第 号
平成26年 月 日

長岡市長 森 民 夫 様

長岡市公立大学法人評価委員会
委員長 西 澤 輝 泰

意 見 書

公立大学法人長岡造形大学に係る中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規程に基づく長岡市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第25条第1項の規程に基づき市長が定める公立大学法人長岡造形大学の中期目標については、公立大学法人長岡造形大学中期目標（案）のとおり定めることが適当である。